



前 改 正	<p><b>別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領</b></p> <p>2 記入要領</p> <p>「職員数」の欄には、報告年度の3月末日現在での報告の対象となった各省各庁における職員（常勤の職員及び国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下同じ。）の総数を記入すること。</p> <p>（一般の健康診断）</p> <p>(1) 「対象者数」の欄には、肺のうち肺がん胸部エックス線検査及び喀痰細胞診並びに胃及び大腸については40歳以上の職員（喀痰細胞診については医師が必要でないとする者を、胃については妊娠中の女子職員を、それぞれ除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び血管検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員数を記入すること。</p> <p>なお、( )内には、対象者以外に受診を希望した職員数を外数として記入すること。</p> <p>(2) 「受診実人員」及び「受診延人員」の欄には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。</p> <p>なお、( )内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。</p> <p>(3) 「精密検査対象者数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第1項に規定する人事院の定める要件に該当した職員数を、それぞれ記入すること。</p> <p>(4) 「精密検査実施数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4に規定する面接指導を受けた職員数を、それぞれ記入すること。</p> <p>なお、( )内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。</p> <p>(5) 「経過観察実施数」の欄には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員数を記入すること。なお、( )内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。</p> <p>(6) 「共済・その他経費」の欄には、共済経費（保健経費）からの支出等について記入すること。</p> <p>(7) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、VDT健診等、各省各庁において実施したものについて個別に記入すること。</p> <p>(8) 「採用時の健康診断」とは、規則第19条に規定するものをいう。</p> <p>(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、(10)において同じ。及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。</p> <p>なお、( )内には、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(10) 「総合的な健康診断」とは、規則第21条の2に規定するものをいう。なお、( )内には、非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(11) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定するものをいう。</p> <p>なお、( )内には、(9)（なお書を除く。）において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(12) 「重複受診実人員」の欄には、一般定期健康診断と総合的な健康診断のいずれも受診した職員数を記入すること。</p> <p>(13) 「保健指導」とは、規則第24条の2に規定するものをいい、「4項目有所見者数」の欄には、第24条の2関係第1項(1)から(4)までに掲げる検査のいずれにも異常の所見があると診断された職員数を記入すること。</p> <p>（特別の健康診断）</p> <p>(1) 規則別表第3第8号に該当する場合には、記入欄の上段には、別表第5より1月以内ごとに1回と定められている検査に関する事項を記入し、同欄の下段には、第19条及び第20条関係第7項(2)により6月につき少なくとも1回と定められている検査に関する事項を記入すること。</p> <p>(2) 規則別表第3の各号に掲げる業務で、2種類以上の業務に従事している職員については、それぞれの業務ごとに1人として計算し、各欄に記入すること。</p> <p>(3) 「配置前の健康診断」とは、規則第19条後段に規定するものをいう。</p> <p>(4) 規則別表第2第1号及び第3号並びに規則別表第3第2号の業務に従事したことがある職員について、特別定期健康診断を行った場合は、それぞれ該当欄に外数として( )で記入すること。</p> <p>（指導区分及び事後措置）</p> <p>(1) 「指導区分及び事後措置」とは、規則第23条及び規則第24条に規定するものをいう。</p> <p>(2) 「指導区分（医療の面）」及び「勤務上の措置」の欄には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。</p> <p>(3) 「要医療」とは、規則別表第4の指導区分欄の「医療の面1」をいい、「要観察」とは、「医療の面2」をいう。</p> <p>(4) 「胃」の欄については、上段にはがん、中段には潰瘍、下段にはその他に係るものを記入すること。</p>
後 改 正	<p><b>別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領</b></p> <p>2 記入要領</p> <p>「職員数」の欄には、報告年度の3月末日現在での報告の対象となった各省各庁における職員（常勤の職員及び国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下同じ。）の総数を記入すること。</p> <p>（一般の健康診断）</p> <p>(1) 「対象者数」の欄には、肺のうち肺がん胸部エックス線検査及び喀痰細胞診並びに胃及び大腸については40歳以上の職員（喀痰細胞診については医師が必要でないとする者を、胃については妊娠中の女子職員を、それぞれ除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び血管検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員数を記入すること。</p> <p>なお、( )内には、対象者以外に受診を希望した職員数を外数として記入すること。</p> <p>(2) 「受診実人員」及び「受診延人員」の欄には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。</p> <p>なお、( )内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。</p> <p>(3) 「精密検査対象者数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第1項に規定する人事院の定める要件に該当した職員数を、それぞれ記入すること。</p> <p>(4) 「精密検査実施数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4に規定する面接指導を受けた職員数を、それぞれ記入すること。</p> <p>なお、( )内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。</p> <p>(5) 「経過観察実施数」の欄には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員数を記入すること。なお、( )内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。</p> <p>(6) 「共済・その他経費」の欄には、共済経費（保健経費）からの支出等について記入すること。</p> <p>(7) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、VDT健診等、各省各庁において実施したものについて個別に記入すること。</p> <p>(8) 「採用時の健康診断」とは、規則第19条に規定するものをいう。</p> <p>(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、(10)において同じ。及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。</p> <p>なお、( )内には、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(10) 「総合的な健康診断」とは、規則第21条の2に規定するものをいう。なお、( )内には、非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(11) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定するものをいう。</p> <p>なお、( )内には、(9)（なお書を除く。）において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。</p> <p>(12) 「重複受診実人員」の欄には、一般定期健康診断と総合的な健康診断のいずれも受診した職員数を記入すること。</p> <p>(13) 「保健指導」とは、規則第24条の2に規定するものをいい、「4項目有所見者数」の欄には、第24条の2関係第1項(1)から(4)までに掲げる検査のいずれにも異常の所見があると診断された職員数を記入すること。</p> <p>（特別の健康診断）</p> <p>(1) 規則別表第3第8号に該当する場合には、記入欄の上段には、別表第5より1月以内ごとに1回と定められている検査に関する事項を記入し、同欄の下段には、第19条及び第20条関係第7項(2)により6月につき少なくとも1回と定められている検査に関する事項を記入すること。</p> <p>(2) 規則別表第3の各号に掲げる業務で、2種類以上の業務に従事している職員については、それぞれの業務ごとに1人として計算し、各欄に記入すること。</p> <p>(3) 「配置前の健康診断」とは、規則第19条後段に規定するものをいう。</p> <p>(4) 規則別表第2第1号及び第3号並びに規則別表第3第2号の業務に従事したことがある職員について、特別定期健康診断を行った場合は、それぞれ該当欄に外数として( )で記入すること。</p> <p>（指導区分及び事後措置）</p> <p>(1) 「指導区分及び事後措置」とは、規則第23条及び規則第24条に規定するものをいう。</p> <p>(2) 「指導区分（医療の面）」及び「勤務上の措置」の欄には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。</p> <p>(3) 「要医療」とは、規則別表第4の指導区分欄の「医療の面1」をいい、「要観察」とは、「医療の面2」をいう。</p> <p>(4) 「胃」の欄については、上段にはがん、中段には潰瘍、下段にはその他に係るものを記入すること。</p>